

「島根県奨学のための給付金（新入生前倒し給付）」 申請案内

奨学のための給付金制度は、授業料以外の教育費負担を軽減するための**返還不要の給付金**です。
受給を希望される方は、下記に従って、申請書類を提出してください。

給付の対象となる方（R 7 . 4）

奨学のための給付金を受給するためには、**令和7年4月1日現在**、以下の要件を
全て満たしている必要があります。

- 1 令和7年4月に国公立高等学校等に入学した生徒の保護者等であること。
- 2 生徒が高等学校等就学支援金・学び直し支援金・専攻科修学支援金の受給資格を有していること。
- 3 保護者等が島根県内に住所を有すること〈※〉
- 4 **生活保護受給世帯、または保護者等全員の令和6年度の県民税・市町村民税の所得割額の合計が0円（非課税）**であること。
- 5 生徒が児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象でないこと。

〈※〉ただし、保護者の中に海外に在住（課税状況を確認できない）者がいる場合は対象外となります。

前倒し給付額（R 7 . 4）※審査結果及び給付は8月以降を予定

8, 075円～35, 925円（生徒一人当たり）

※給付額は申請者の扶養状況等により変わります。詳しくは島根県のホームページでご確認ください。

提出書類

（A）生活保護（生業扶助）受給世帯の場合

- ①**申請書**〈様式第1号〉（通帳の写しの貼付が必要）
- ②**生活保護受給証明書** ※各市町村の福祉事務所で発行されます。

（B）生活保護受給世帯ではない場合

- ①**申請書**〈様式第1号〉（健康保険証・通帳の写しの貼付が必要）
- ②**保護者全員の令和6年度（非）課税証明書類**（※詳細は裏面）

※早期給付のため、今回はマイナンバーではなく課税証明書類でのご提出をお願いします。

提出期限【厳守】

島根県内の国公立高校・高専：各学校の事務室へお問い合わせください。

県外の国公立高校に通う生徒の場合：**令和7年6月6日（金）**までに島根県教育庁学校企画課へ提出してください。（郵送・住所は下記参照）

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

島根県教育庁学校企画課（奨学のための給付金担当）

※申請書類の確認のために下記の番号からお電話をすることがあります

TEL 0852-22-5915/5918/5935（受付時間：平日9:00～17:00）

島根県ホームページ：<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/syougaku.html>

（右の二次元バーコードからもアクセスできます）



裏面もご確認ください→

☆課税証明書類としてご利用できるもの

- 令和 6 年度 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）（コピー可）

→会社等に雇用されている方は昨年の6月頃に会社等を通じて配布されています。

- 令和6年度 納税通知書（コピー可）

→自営業者等、給与所得者以外の方は昨年の6月頃に市町村から送付されています。

- 令和 6 年度 課税証明書（コピー可）

→令和6年1月1日現在に住所地のあった市町村役場で取得できます。また、マイナンバーカード利用によりコンビニで取得できる市町村もあります。

⑨コピーで提出される場合は、氏名・年度・所得割額の全てが確認できる状態でコピーしてください。

⑨源泉徴収票・所得証明書（課税額が確認できないもの）は不可

令和7年度と間違えない
よう注意すること

☆課税証明書類での確認方法

令和6年度のものであること

令和6年度市・県民税課税証明書

課税証明書で確認する場合
※市町村により様式は異なる

住所
〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇

氏名
〇〇 〇〇

生年月日
昭和 〇〇年 〇月 〇日

収入・所得は令和5年1月1日から令和5年12月31日までの状況です。

給与収入 **以下余白**	円	所得割額	円
均等割額	円	所得割額	円
均等割額	円	所得割額	円

給与所得 **以下余白**	円	所得割額	円
均等割額	円	所得割額	円
均等割額	円	所得割額	円

所得割額	円	所得割額	円
均等割額	円	所得割額	円
均等割額	円	所得割額	円

上記の通り相違ないことを証明します。
令和〇〇年 〇月 〇日

〇〇市長 〇〇 〇〇

印

令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定 変更通知書（納税義務者用）

受給者番号		氏名	指定番号
		〇〇 〇〇様	
住所	〇〇市〇〇番地〇〇		宛名番号

令和6年度のものであること

〇〇市長

印

令和6年度のものであること

【認定要件】

保護者全員の市町村民税と県民税の所得割額が両方0円（非課税）

※均等割額は0円でなくてもよい

[illegible]

特別聴取税額の決定通知書
で確認する場合
※市町村により様式は異なる